

ID: 1631

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の40第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第24条の40の規定による。 第24条の40 第24条の38第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。 3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日